

公 告

分任契約担当官
自衛隊栃木地方協力本部
本部長 加藤 浩



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び入札心得」及び「契約条項」を承知のうえ、参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号	
3PDA10004390	3PDA1A50046		総-43	
品名 及び 数量				
用途廃止航空機の処分			ST	1
部品番号 または 規格				
仕様書のとおり				

2 競争参加資格

- (1) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書を受けた者のうち「役務の提供」がD等級以上に格付けされており、競争参加地域が「関東・甲信越」地域の競争資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者（協力者を含む。）
- (4) 暴力団対策法により指定された団体又はその関係者でないもの
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項等を示す場所

自衛隊栃木地方協力本部総務課

4 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認等が必要な場合は個別に対応するので、申し出ること。

5 入 札

- (1) 場所 宇都宮地方合同庁舎3階大会議室
- (2) 令和5年12月8日（金）13時10分

6 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

9 違約金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額の100分の5以上を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を徴収する。

10 入札の無効

- (1) 入札資格のない者が入札した場合
- (2) 入札に関する条件に違反して入札した場合
- (3) 入札金額・入札者の氏名及び押印の印影が判別しがたい入札
- (4) 電話・電報・FAX等による入札
- (5) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は必ず資格決定通知書（写し）を提出すること。また、代表者以外が入札に参加される場合は必ず委任状を提出すること。
- (3) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。
- (4) 郵便による入札の場合、封書に会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記した上、令和5年12月7日（木）17時00分自衛隊栃木地方協力本部必着とする。原則として初度入札のみ有効とし、再度入札は辞退を条件に認めるものとする。また事前に郵送による入札を行う旨を連絡すること。

12 問い合わせ先

〒320-0043
栃木県宇都宮市桜5丁目1番13号
宇都宮地方合同庁舎
自衛隊栃木地方協力本部 契約担当 池田
電話：028-634-3385

仕 様 書		
用途廃止航空機の処分	仕様書番号	第43号
	作成	令和5年11月1日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊栃木地方協力本部

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊栃木地方協力本部（以下「官側」という。）が陸上自衛隊宇都宮駐屯地（以下「駐屯地」という。）において実施する用途廃止になった広報用航空機の処分役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次による。

a) 用途廃止航空機

用途廃止になった広報用航空機（UH-1B）1機

b) 解体

用途廃止航空機を切断、破壊、溶解又は押しつぶすことをいう。

c) 解体品

解体した用途廃止航空機

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、契約時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（以下「施行令」という。）

2 一般的要求事項

- a) 本仕様書及び現地において、疑義及び不明な事項が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従うものとする。
- b) 本役務履行に際し、本仕様書に明記のない事項について、当然処置すべきものは、契約相手側の負担により実施するものとする。また、軽微な変更が生じた場合は、その都度、官側と協議するものとする。その際、請負金額及び納期等の変更は行わないものとする。
- c) 本役務履行に際し、施設等の財産を破損又は汚損した場合は、速やかに官側へ通報するとともに契約相手方の責任において原形・原状に復旧するものとする。
- d) 本役務履行に際し、安全帽の着用、高所作業場所での安全帯の着用等の安全管理には十分留意するものとする。

3 役務に関する要求

3.1 役務内容

用途廃止航空機を収集・運搬・解体し、産業廃棄物としての処理を行う。

3.2 役務要領

3.2.1 収集・運搬

- a) 収集・運搬は、令和6年1月26日（金）以降に行うものとする。
- b) 収集・運搬に必要な資器材、車両等は契約相手方が準備するものとする。
- c) 収集・運搬に使用する車両及び資器材等を事前に官側へ通知するものとする。
- d) 収集・運搬に際しては、機体の残燃料等による油流出に留意するものとする。
- e) 運搬においては、関係法令に基づき行うほか、解体品の盗難防止に留意するものとする。

3.2.2 解体等

- a) 解体は、用途廃止航空機を1辺300mm以内に切断し、修復復元して再利用できない状態にするものとする。
- b) 計器類及び操縦桿は、破壊した後、溶解又は押しつぶすものとする。

3.2.3 廃棄物処理

- a) 解体により発生した廃棄物は、契約相手方により産業廃棄物処理を行うものとする。
- b) 処理に際しては、法及び施行令に基づき、適正に行うとともに、その責任を負うものとする。
- c) 産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）は契約相手方が準備するものとする。
- d) 契約相手方は、産業廃棄物処理が完了した後、速やかに管理票を官側へ提出するものとする。

4 その他

4.1 検査

本役務の完了検査は、この仕様書に示された提出書類のうち、管理票（E票）を最後に確認することにより完了するものとする。

4.2 保全

- a) 駐屯地への立入りは、所定の立入り手続きを行うとともに、官側の指示を受けるものとする。
- b) 駐屯地内の行動（入門手続き、火気取扱い、進出入経路等）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守するほか、作業地域外への立ち入りは禁止する。
- c) 契約相手方は、本役務の履行に際し、知り得た情報の管理に万全を期するとともに、別途利用及び公表等を行ってはならない。また、本役務終了後も同様とする。
- d) 解体により発生した部品等の外部への流出には十分留意するものとする。

4.3 提出書類

契約相手方は、次に示す書類を作成し、遅延なく官側へ提出するものとする。

- a) 役務開始前に「作業工程表」、「収集・運搬に使用する車両一覧表」各1部（様式随意）
- b) 役務完了後に「解体証明書」「役務完了届」「管理票（E票まで）」「役務各段階における解体状況及び解体場所の分かる写真を整理し編綴したもの」各1部

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊栃木地方協力本部長 殿

解体証明書

契約番号 〇〇〇〇 の解体について、次のとおり解体処置したことを通知します。

1 解体実施会社名

印

2 解体装備品等の名称及び数量

用途廃止航空機（UH-1B） 1機

3 解体実施日

令和 年 月 日

4 立会者

自衛隊栃木地方協力本部

印

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊栃木地方協力本部長 殿

住 所

氏 名

印

役務完了届

下記の役務は、令和 年 月 日 完了しましたのでお届けします。

記

1 件 名

用途廃止航空機の処分

2 作業場所

3 契約年月日

令和 年 月 日

4 契約納期

令和 年 月 日

5 実施年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日